

医療従事者の需給に関する検討会 第1回 理学療法士・作業療法士需給分科会	資料2
平成28年4月22日	

理学療法士・作業療法士の需給に関する検討の必要性について

<これまでの経緯>

- 昭和40年に理学療法士及び作業療法士の資格制度が設けられた。
- その後、理学療法士及び作業療法士の計画的な養成が図られるよう、数回にわたり需給計画・需給推計が見直されてきた。
- 直近の見直しである「理学療法士及び作業療法士の需給の推計に関する意見書」（平成12年11月30日）では、「需要と供給は平成16年以降2から3年以内に均衡に達し、理学療法士、作業療法士が過剰になることが予測されることから、その養成が適切に行われるよう関係者への周知徹底が必要であると考えられる。」との見解が示された。

<検討の必要性>

- 高齢化の進展に伴い医療需要が増大する中で、現在、地域医療構想の策定が進められているが、回復期の病床の充実等の病床の機能分化・連携に対応するため、今後理学療法士・作業療法士の需要が増加すると考えられる。
- また、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を進めていく中で、在宅医療や介護などの分野においても理学療法士・作業療法士の需要の増加が見込まれる。
- 一方、平成12年以降、理学療法士・作業療法士の養成数は大幅に増加しており、理学療法士・作業療法士の従事者数も増加傾向にある。
- 以上のような状況を踏まえ、理学療法士・作業療法士の需給を検討する必要がある。